

知識は  
力なり

# My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入  
光り堂町420 京都インペリアルビル4階



弁護士政次

## ごあいさつ

11月も今日で終わり、いよいよ明日から12月です。忙しない時期になりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回は、法律相談を受ける機会の多い離婚に伴う慰謝料について、少し考えてみましょう。

平成24年11月

弁護士 政次 秀夫  
事務局 川端広美・井上はるみ

## 離婚の慰謝料を請求したい！

(問) 夫の浮気が発覚し、離婚を考えています。夫に対し、慰謝料としていくらくらい請求できますか。

(答え) 離婚慰謝料の算定基準についての一般論としては次のようなことが言えます。①有責性が高いほど高い。②精神的苦痛や肉体的苦痛が激しいほど高い。③婚姻期間が長く年齢が高いほど高い。④未成年子のいる方がいないより高い。⑤有責配偶者に資力があり、社会的地位が高いほど高い。⑥無責の配偶者の資力がないほど高い。⑦財産分与による経済的充足がある場合に低い。

そして、現実の離婚裁判においては、慰謝料の額は200万円から300万円が多く、500万円を超えることは少ないようです。

ですから、あなたも上記基準に照らし、最終的に離婚裁判で認められる慰謝料額は、200万円から500万円程度ということになるでしょう。

もっとも、特殊なケースでは、1000万円を超える慰謝料が認められる場合もありますので、専門家である弁護士に相談されるとよいでしょう。

(右上へ)

(問) 夫の浮気相手に対しても慰謝料を請求したいのですが、認められますか。

(答) 不貞行為の相手方の不法行為責任を否定する考えもありますが、判例はこれを認めています。ただし、判例も不貞行為の相手方の不法行為責任を限定する方向にあるようで、慰謝料額も50万円から300万円程度が多く、慰謝料額の低額化の傾向にあると言われています。

ですから、あなたは夫の浮気相手に対して慰謝料を請求できますが、裁判で認められる金額は、夫に対する慰謝料額よりも低額になるでしょう。

なお、不貞行為をした配偶者の責任と不貞の相手方の責任の関係は、共同不法行為となり、不真正連帯債務となります。ですから、弁済には絶対的効力がありますので、不貞行為をした夫が妻に対し慰謝料を全額支払えば、妻は更に不貞の相手方に対して慰謝料を請求することはできません。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人がいらっしゃれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止  
FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊟)